

警備員になろうとする者に対する特別講習・貴重品運搬
警備業務2級講習の実施案内

1 実施機関

一般社団法人 警備員特別講習事業センター

2 講習実施日時

令和7年7月29日(火)～7月31日(木) 午前8時00分～午後5時30分 及び
8月 4日(月)～8月 6日(水) 午前8時00分～午後5時30分

までの6日間

ただし、最終日(8月6日)は、午後4時30分までの予定です。

3 講習実施場所

- (1) 令和7年7月29日(火)から7月31日(木)
札幌市中央区南4条西6丁目8番 晴ばれビル7階
(一社)北海道警備業協会研修室
- (2) 令和7年8月4日(月)から8月6日(水)
小樽市銭函3丁目190番地
北海道職業能力開発大学校

4 受講定員

25名(ただし、受講人員が20名未満の場合は、中止とします。)

5 受講資格

次の条件を満たすことが出来る方

- ☐ 修了証明書の有効期間(1年間)以内に満18歳以上となる者
- ☐ 特別講習の受講に支障をきたすおそれのある持病(心臓病、高血圧、腰痛など)のない健康な者

6 受講料

受講料 79,200円(うち消費税額10% 7,200円・教本代を含む。)

※ 受講料の支払方法は、郵便振替となりますが、詳細につきましては、
正式申込案内時にご案内いたします。

7 受講申込要領

- (1) 申込みは、別紙「申込書」に必要事項を記入の上、当協会まで郵送又は、
直接持参(FAXによる申込みは、無効とします。)して下さい。
- (2) 応募人員が定員数を超えた場合は、抽選とさせていただきます。

8 受講申込期限

令和7年6月20日(金)必着(理由の如何を問いません。)

9 注意事項

- (1) 本講習を全て（４２時限）受講しなければ、考査（実技試験及び学科試験）を受けることが出来ません。
- (2) 講習修了証明書は、考査において実技試験及び学科試験（合格は、いずれも１００点満点中、９０点以上）に合格した者に交付されます。
- (3) 講習修了証明書の交付を受けた者は、その有効期間（交付の日から１年間）内に公安委員会に「合格証明書」の交付申請を行って下さい。
（合格証明書の交付を受けなければ、検定合格警備員（資格）となれません。）
- (4) 合格証明書は、次に掲げる一定の要件に該当する者には交付されません。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者
- 3 最近５年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則第１条各号に掲げる行為をした者
- 4 集团的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第２条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第１２条若しくは第１２条の６の規定による命令又は同法第１２条の４第２項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して３年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 警備業法第２３条第５項において読み替えて準用する同法第２２条第７項第２号又は第３号に該当することにより合格証明書の返納を命ぜられ、その日から起算し３年を経過しない者

＊ お申込み・お問合わせ先

〒064-0804 札幌市中央区南４条西６丁目８番 晴ばれビル７階

一般社団法人 北海道警備業協会 TEL 011-242-8800

別 紙

令和 年 月 日

【令和7年7月29日～7月31日 及び 8月4日～8月6日 実施】

貴重品運搬警備業務2級講習 申込書

郵便番号	
住 所	-----
フリガナ 氏 名	----- 男 女
生年月日	昭和 平成 年 月 日生 満 歳
電話番号	

※ 住所は、アパート・マンションの号数、フリガナ等記入漏れの無いようお願いします。

申込先 〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目8番 晴ばれビル7階

一 般 社 団 法 人 北 海 道 警 備 業 協 会